

確定申告の窓口での受付は、2月18日(月)から3月17日(月)までです。
※閉庁日(土・日曜日)は行っていません。

はじまります 確定申告

確定申告・納税期限	
所得税	3月17日(月)
贈与税	3月17日(月)
消費税・地方消費税(個人事業者)	3月31日(月)

納税には、安心、便利な口座振替をご利用ください。
【振替日:所得税4月22日(火) 消費税・地方消費税4月24日(木)】

申告は、「e-Tax」・「郵送」・「窓口」で



広島主税くん(広島国税局キャラクター)→

さんがご自分で確定申告書に記載していただく「自書申告」の定着を図っています。確定申告書は、自分で正しく記載し、お早めに郵送等又は税務署窓口へ提出してください。

なお、土・日・祝日でも税務署の時間外収受箱に投函することができます。

所得税の申告は更に便利!使ごめいなe-Tax

- ホームページから簡単申告
- 添付書類が提出不要
- 最高5千円の税額控除
- 還付金がスピーディー

確定申告期の24時間受付

所得税の確定申告期限の3月17日(月)までは、24時間e-Taxのご利用が可能です。

ID・パスワードのオンライン発行
開始届出書をオンラインで提出した場合、利用者識

別番号等がオンラインで即時に発行されます。

利用についての詳細情報
e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

確定申告会場の開設

申告会場 海田税務署
開設日 2月1日(金)～3月17日(月)
(土・日・祝日は除く)

受付時間
午前9時～午後5時

広域申告相談センター

相談会場
広島市まちづくり市民交流プラザ北棟4階ギャラリ
ー(袋町小学校隣)

開設日 2月14日(木)
(土・日・祝日は除く)

受付時間
午前9時45分～午後4時
(会場開館9時半)

対象
所得税(譲渡所得を除く)及び消費税の申告者

確定申告が必要な人

- 事業所得(商業、工業、農業、医業などから生ずる所得)や不動産所得(地代、家賃)などがある人で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- サラリーマンで年収が2千万円を超える、給与以外の所得が20万円を超える、2ヵ所以上から給与を受ける人など

申告すれば税金が戻る人

- 確定申告をしなくてもよい人でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- マイホームを住宅ローンなどで取得した
- 多額の医療費を支払った
- 災害や盗難にあった
- 年の途中で退職し、再就職

職をしなかった人で、年末調整を受けなかった確定申告で不明な点は、税務署にお尋ねください。

問合せ先 海田税務署
TEL 823-2131

次の日程で説明会を開催します。お気軽にご利用ください。

所得税の確定申告書の記載説明会日程

相談日	会場	時間
2月7日(木)	町民会館	9:00～12:00
8日(金)		13:00～16:00

(注)初日の午前中は大変混雑が予想されます。ご了承ください。

役場の申告の受付

先着順に整理券をお取りください。ただし、件数が多い場合には早めに締め切ることがありますので、ご了承ください。また、役場での申告も「自書申告」と

なっていますので、ご協力をお願いします。

とき 2月18日(月)～3月17日(月)
(土・日曜日及び3月4日(火)～6日(木)を除く)

午前8時半～11時半
午後1時～4時半

ところ
役場エントランスホール

町県民税の申告が必要な人

平成20年1月1日現在、熊野町内に住所がある人で、次の各項に該当する人は、申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした人は不要です。

- 熊野町に住所はないが、町内に事務所や家屋敷がある人
- 所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった人
- 申告に必要なもの

● 印鑑、社会保険、生命保険、地震保険などの領収書、支払保険料の証明書

● 医療費控除を受ける人は支払った医療費の領収書、明細書、保険などで補てんされる金額の明細書

● 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳

● 源泉徴収票など、各所得(収入)金額のわかるもの

国民健康保険税(国保税)の簡易所得申告は住民課で

国民健康保険に加入している世帯は、原則として全ての加入世帯員の収入の申告が必要です。中でも、国保税の簡易所得申告が必要人は、次のとおりです。

● 確定申告及び町県民税の申告を必要としない人

- 遺族年金、障害者年金、福祉年金を受給している人
- 各種扶助料・各種手当などを受給している人
- 疾病その他の事情により平成19年中に所得が全くなかった人

申告に必要なもの
・各所得(収入)のわかるもの(源泉徴収票など)
・印鑑

国保税の軽減

簡易申告をすることによって、国保税が軽減されることもあります。必ず申告してください。

ご相談・お問い合わせ
税務課、住民課では、次

町県民税・国保税申告出張会場日程

対象地区	相談日	会場	時間
川角・平谷・貴船・石神・神田・柿迫・東山	3月4日(火)	西公民館	9:00～12:00
初神・新宮	3月5日(水)	東公民館	13:00～16:00
呉地・出来庭・中溝・萩原・城之堀	3月6日(木)	町民会館	

(注)この期間中、税務課での相談は行っていませんので、各会場へお越しください。

問合せ先
税務課 TEL 820-5603
住民課 TEL 820-5604

はじまります 確定申告

- 平成19年中に営業、農業、配当、不動産などの給与以外の所得がある人(20万円以下のとき)
- 所得税の確定申告は不要ですが、町県民税は必要)
- 平成19年中に退職した人
- 雑損控除、医療費控除、

申告が必要です!

● 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

税源移譲により、所得税が減額となります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

● 住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、3月17日(月)までに、税務課(平成20年1月1日現在お住まいの市町村)へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。この適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をしない人	源泉徴収票を添付して役場税務課へ提出
所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出